

平成 27 年度 第 2 回長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 会議概要

開催日時	平成 27 年 7 月 30 日 (木) 午前 10 時 00 分から
開催場所	第二庁舎 10 階 講堂
委員出席者	12 名 (欠席委員 3 名)
傍聴者	
事務局出席者	事務局 10 名
公開・非公開	公開
分科会内容 (概要)	
1 開会	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・資料の説明</li> <li>・欠席委員の報告、過半数の委員の出席による議事成立の報告</li> <li>・議事の公開について説明</li> </ul>
2 あいさつ	<p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長あいさつ</li> <li>・保健福祉部長あいさつ</li> </ul>
3 議事 (1)「長野市障害者基本計画の中間見直しについて」	<p>3 議事</p> <p>(1)「長野市障害者基本計画の中間見直しについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より説明…資料 1</li> </ul> <p>資料 1-1 中間見直しの骨子案の提出</p> <p>庁内の推進会議、ふくしネットの策定部会で 5 年間の状況について、検討をしている。</p> <p>今回は、見直しのポイントを骨子案に示した。</p> <p>障害者基本法の改正など 7 個の法改正について第 1 編総論の「計画策定にあたって」の部分に盛り込み、計画全体に反映させていきたい。</p> <p>資料 1-1 別紙で法改正の詳細を説明。</p> <p>第 3 編各論の見直しのポイントとしては、第 1 章権利・理解の促進の部分に、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関連する内容並びに障害者権利擁護センターの設置を盛り込む。</p> <p>第 4 章教育・育成の充実に、子ども子育て支援事業計画に関連する、子ども相談室の相談事業及び発達支援安心ネットワーク事業内容を加える。</p> <p>第 5 章就労・日中活動の充実に、障害者雇用促進法改正に関連して、雇用の分野における差別的取り扱いの禁止を盛り込み、障害者優先調達推進法に関連する取組みについて新たに節を追加する。</p> <p>第 6 章ユニバーサルデザインのまちづくりに、ユニバーサルデザイン推進体制の構築及び障害者の意見反映について盛り込む。</p> <p>資料 1-2 で中間見直しにかかるこれまでの経過について説明</p> <p>現在の点検・評価の概要は、204 項目の事業について担当課が 3 段階の評価 (◎十分な効果を上げている、○一定の効果をあげている、×効果が得られていない) をし、その根拠及び実績数値及び今後の方向性などを「項目別計画シート」に記載し、これを長野市障害ふくしネットの長野市障害者基本計画推進部会に提出してあらためて点検・評価を依頼している。</p>

<p>(2) 地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて</p>	<p>7月3日から13日にかけて市民、障害者、団体及び事業所アンケートを実施した。現在分析作業を行っている。</p> <p>障害者団体ヒアリングを8月まで実施中。</p> <p>資料1-2別紙で、担当課の評価の集計の概要について説明（新たに盛り込む事業を含めた217項目について、◎35%、○51%、×12%、評価なし2%）。長野市障害者基本計画推進部会で検討したものを反映しながら素案を作成して、次回提出する。</p> <p><b>【質疑応答】（要旨）</b></p> <p>委員：障害者権利擁護センターの設置はどの部署を想定しているのか。</p> <p>事務局：すでに虐待防止センターを障害福祉課に、その他サポートセンターを設置している。</p> <p>委員：発達障害安心ネットワークはどの部署が担当しているのか。</p> <p>事務局：子育て支援課が担当している。</p> <p>委員：法律の改正により、長野市の施策がどのように変わっていくのかという点を是非大事にしていきたい。</p> <p>ただ法改正の内容を説明するのではなく、共生社会をつくるための思いを盛り込んでいただきたい。</p> <p>事務局：資料1-1別紙の内容を文章化して、方向性に言及するつくりをしていきたい。</p> <p>委員：資料1-2別紙の評価なしというのは、どのようなことなのか。</p> <p>事務局：新規事業の内、始まっていないものは評価なしになっている。新規事業の内実績のあるものについては評価を行っている。</p> <p>委員：資料1-2別紙の評価は、計画に反映されていくということなのか。</p> <p>事務局：各事業の説明書きの内容に反映されることになる。</p> <p>委員：担当課の評価結果と障害者基本計画推進部会で点検した評価結果が違う場合は調整されるということか。</p> <p>事務局：その場合、各課と調整して最終的な評価にしていきたい。</p> <p>(2) 地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より説明…資料2</li> </ul> <p>障害ふくしネットで出た意見の概要。</p> <p>資料2-1で、見直し案を説明。</p> <p>平成28年度から、移動支援事業、訪問入浴サービス事業の内障害者が利用している世帯の市民税課税世帯の利用者負担割合を10%にする。市民税非課税世帯は現行どおり負担なしとする。</p> <p>訪問入浴サービス事業の内障害児が利用している世帯及び障害児自立サポート事業については、激変緩和措置として、平成28年度からの2年間は8%、平成30年度からは10%とする。</p> <p>市民税非課税世帯は現行どおり負担なしとする。</p> <p>資料2-2で各事業の内容を説明。</p> <p>資料2-3及び2-4で、利用人数及び費用についての現状及び見直しにかかる見込みを説明</p>
-----------------------------------	---

【質疑応答】（要旨）

委員：利用者負担に5%と10%の不整合が生じると、都合が悪くなることがあるのか。

事務局：法定で同じようなサービスを提供しており、また、事業所も同じ場合があるのに、利用者負担が違うのは制度的に問題があると考えている。

委員：利用者負担がある人は、自立サポート事業が圧倒的に多い。親の所得があるということか。

事務局：そのとおり。自立サポート事業の利用者負担は、保護者の属する住民基本台帳の世帯の収入による。親の収入が関係するので、利用者負担がある世帯が多くなっている。

委員：障害児の年齢は。

事務局：18歳より下である。

委員：65歳以上は、介護保険になるのか

事務局：原則的に65歳以上の人は介護保険サービスが優先になる。介護保険の認定を受けられなかったり、介護保険に無いサービスが必要な場合などは、障害福祉サービスと併用することもできる。

委員：負担増について年数万円になるが、応能負担として実際には少ないということだが。…8割方は自己負担なしということなのか。

事務局：利用者負担がある人の割合は、平成26年度実績で、移動支援2.8%、訪問入浴35.7%、タイムケア1.9%、自立サポート85.4%となっている。

委員：利用されている事業者側の意見は取り入れているのか。

事務局：ふくしネットの施策フォーラムで事業所からの意見を聞いたり、長野市から委託している事業所の相談員によるケアマネ連絡会でも意見交換をしている。

委員：資料2-2の移動支援の事業所数42（平成26年度に実績のある事業所数29事業所）とあるが、どのようなことなのか。

事務局：必要な時のために移動支援の登録をしている事業所が42あるが、実際利用したのは、29事業所である。他の実施事業所を利用している人のために移動支援の登録をしたが、移動支援の利用は無かったということである。

委員：資料2-3の利用実績がこの8年間の間に増えている。これは、サービスが充実してきたためなのか、障害者が増えてきたためなのか。

事務局：どちらかといえば、サービスの利用の普及によるものである。地域で暮らす人が増えている。

委員：施策が良かったということか。

事務局：障害者自立サポートの例は、長野市独自の施策が評価されて、国の放課後等デイサービスなどの事業に通じるものとなったと聞いている。

委員：移動支援により、障害のある人が外に出る機会が増えてきた。重度の人にも範囲を広げてもらったことは評価できる。使い方を工夫する必要があると思う。

事務局：長野市障害ふくしネット施策フォーラムで課題となり、市も検討している。

委員：8%、10%と障害者の負担は増えるが、事業者に払う費用は変わらない。タイムケアで個人と団体との金額の差が気になった。個人は1対1で見てもらおうので、費用の方ももう少し

<p>(3) 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について</p>	<p>上げてもらった方が頼みやすいと思う。障害者に負担がかかるのではなく、行政の方も負担を上げるような考え方をもってほしい。</p> <p>事務局：今回はそこまでの検討はしていない。費用を上げると利用者の負担も上げるので、その辺を考えて検討したい。事業所の利用も増えている中でも、個人利用の支援もやってもらうように指導している。財政負担のこともある。</p> <p>委員：このところ、いろんな費用が値上がっている。通所先の食事代なども増え、自己負担が上がっている。その分事業所の費用も増えているのなら良いが、それは同じで障害者の負担が増えるのはどうかと思う。増えるなら両方増えるのがフェアでありその方向で行ってほしい。</p> <p>事務局：事業者の単価を上げれば個人の利用者の負担は増える。今回のお願いは、負担割合についてだが、事業者の適正な単価については、ご意見を参考に検討していきたい。</p> <p>議長：よろしいですか。 市の方で出された見直しの方向性は、説明のとおり。 見直しの方向性についてご意見をいただきたい。</p> <p>委員：【意見なし】</p> <p>議長：それでは、分科会としては、おおむねこのような方向性でまとめさせていただきたい。</p> <p>(3) 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より説明…資料3</li> <li>資料3-1で見直しのポイント、調査結果、考察を説明</li> <li>障害者の在宅福祉介護料については、過去の支給の経過（資料3-2）と中核市、県内市の支給の状況を調査した。</li> <li>考察の結果、他に支給される公的年金等は障害者に支給されるものであり、介護者に支給されるものは在宅福祉介護料のみであること、昨年実施した障害福祉計画策定にかかるアンケートにおいて、介護者に対する支援の必要を感じている人が多数であること、本市は過去に減額を実施したことにより、他市と比較して低額となっているなどの理由により、現行のとおりとし、今後も支給のあり方の検討を続けたい。</li> <li>重度心身障害児福祉年金については、過去の支給の経過（資料3-2）と中核市、県内市の支給の状況を調査した。</li> <li>考察の結果、昨年実施した障害福祉計画策定にかかるアンケートにおいて、学校、病院などの送迎を始め障害福祉サービスの対象とならない保護者が負担すべき部分の負担が大きいという内容の意見が寄せられていること、第3種については、障害児福祉手当受給を考慮して、支給額が低く設定されていることなどの理由により、現行のとおりとし、今後も支給のあり方の検討を続けたい。</li> <li>前回通園奨励費に関して質問にあった、事業所が行う送迎にかかる自己負担について、事業所が送迎を行うにあたり、法定給付の加算があり、加算分を超える部分について利用者から徴収できていることになっている。本市はこの部分については、通園奨励費の支給はしていない。</li> <li>中核市、県内市の支給の状況を調査した。</li> <li>考察の結果、通所、通園に対する交通費に対する補助は必要な</li> </ul>
------------------------------------	--

状況にあること、公共交通機関利用の費用の補助は、多くの市と同じ2分の1の補助であること、自家用車使用についても定額制をとっていることから、公共交通機関利用及び自家用車使用については、このまま継続することとし、他市では自転車、徒歩に対する補助はほとんど無いことや、事業所が行う送迎の個人負担に対する補助がないことと公平を考慮して、自転車、徒歩に対する補助は対象から除くこととする。

**【質疑応答】（要旨）**

委員：資料3-2で、在宅福祉介護料支給の経過で、対象に「身障手帳1級の人また同程度の介護を要する精神障害の人」とあいまいな表現で、どういう判断をするのか良くわからないが、実際に請求している精神障害の人がいるのか聞きたい。

事務局：昭和61年から、平成6年までこの要件が明記されていた。その当時の支給決定の詳細は答えられないが、現在は障害支援区分の判定を要件として支給している。

議長：障害者の在宅福祉介護料と重度心身障害児福祉年金については、当面は現状のとおり継続し、継続して支給のあり方を検討すると、これについてはよろしいか。

委員：【異議なし】

議長：心身障害者通園奨励費については、若干変更になっていますが、これについてはいかがですか。市の方でなにかあるか。

事務局：通園奨励費は交通費を補助するのが目的となっている。自転車及び徒歩は費用がかからないという背景がある。

議長：新たな費用がかからないと、これについてはいかがですか。

委員：【異議なし】

議長：いろいろ検討した結果と言うことで、ご意見が無ければこの結論で分科会をまとめたいと思うが、よろしいか。

委員：【異議なし】

議長：では、そのようにしていただく。本日、審議していただく案件は、すべて終了した。  
議事全般を通して、何かご質問があるか。

委員：在宅福祉介護料で高齢者との整合をとるということだが、高齢者のサービスほど障害者のサービスはまだまだ充実していない。年金もずっと働いてきた人の年金と比べてわずかであるし、負担が同一ということであれば、サービスの方も充実してもらいたい。これは、意見です。

委員：差別解消に関連して、事業者向けの対応要領と言うのは考えているのか、また、紛争解決の仕組みとして権利擁護センター設置の中で考えていくという理解でよろしいか。

	<p>事務局：事業所に対する指導については具体的な検討段階に入っていない。</p> <p>権利擁護センターについては、実施中の虐待防止の例と同様の体制をつくり、実施していく中で関連性、連携の必要性が深ければ統合も視野に入れたい。センター自体は障害福祉課になる。サポートセンター機能を差別解消法対応に用いる方法を検討したい。</p> <p>委員：紛争解決の仕組みを考えていただきたい。</p> <p>事務局：地域連携協議会については、虐待防止連携協議会があるので、相談させていただいている。</p> <p>議長：他に何かあるか。</p> <p>それでは、以上で議事を終了させていただく。</p> <p>皆様、議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>進行を事務局へお返ししたい。</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の専門分科会では、長野市障害者基本計画の中間見直しの素案を提出する。</li> <li>・ 地域生活支援事業の見直し及び障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方については、障害者福祉専門分科会長報告案を用意する。</li> <li>・ 次回は9月下旬頃に行いたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催時期の近くに案内する。</li> </ul> </li> </ul> <p>5 閉会</p>
--	---

--	--